

# 茨城県過疎地域自立促進方針

(平成28年度～平成32年度)

平成27年11月

(平成29年8月一部改定)

茨 城 県



# 茨城県過疎地域自立促進方針

I	過疎地域の現状と問題点	1
1	過疎地域の現状	1
(1)	地域の概況	1
①	県北山間地域及び城里町	1
②	利根町	2
(2)	人口の動向	2
①	県北山間地域及び城里町	2
②	利根町	3
(3)	財政力の状況	3
2	地域を取り巻く状況	3
(1)	東日本大震災の影響	3
(2)	社会経済情勢の変化	3
(3)	周辺地域の変化	4
(4)	地域内の動向	4
3	過疎地域の課題	5
(1)	産業の振興と雇用の確保	5
(2)	観光・レクリエーションの振興	5
(3)	生活環境の整備	5
(4)	地域文化の振興	5
(5)	交通基盤等の整備	6
(6)	地域住民等との連携・協働	6
II	過疎地域の自立促進に向けた取組	6
1	広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連	6
2	過疎地域自立促進の基本的方向及び具体的取組	6
(1)	産業の振興	7
①	産業振興の方針	7
②	農林水産業の振興	7
ア	農業及び畜産業の振興	7
イ	林業・水産業の振興	9
③	地場産業の振興	9
④	商業の振興	10
⑤	観光・レクリエーションの振興	10
⑥	企業の誘致対策	10
⑦	起業等の促進	11
(2)	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	11
①	交通通信体系の整備の方針	11
②	国・県道及び市町道の整備	11
ア	国・県道の整備	11
イ	市町道の整備	12
③	農道及び林道の整備	12
④	交通確保対策	12
⑤	電気通信施設の整備	12
⑥	地域間交流の促進	13
(3)	生活環境の整備	13
①	生活環境の整備の方針	13
②	簡易水道、下水処理施設等の整備	13
③	廃棄物処理施設の整備	14
④	消防・救急施設の整備等	14
⑤	自然災害対策	14
(4)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	14
①	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	14
②	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	15
③	児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	15
(5)	医療の確保	15
①	医療の確保の方針	15
②	無医地区対策	16
③	医師確保対策	16
(6)	教育の振興	16
①	教育の振興の方針	16
②	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備等	17
③	集会施設、体育施設、生涯学習施設等の整備等	17
(7)	地域文化の振興等	17
①	地域文化の振興等の方針	17
②	地域文化の振興等に係る施設の整備	17

(8) 集落の整備 .....	18
① 集落整備等の方針 .....	18
② 集落機能の維持・活性化 .....	18
(9) 協働と連携による活力ある地域社会の形成 .....	18
① 多様な主体の参加による地域社会づくり .....	18
② 広域的な連携の促進 .....	18

過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定に基づく茨城県過疎地域自立促進方針（平成28年度～平成32年度）は以下のとおりとする。

この過疎地域自立促進方針は、茨城県内の過疎地域の自立促進を図るために定めるものであり、茨城県が行う過疎地域自立促進のための大綱であるとともに、茨城県過疎地域自立促進計画及び過疎市町における過疎地域自立促進市町村計画を定める際の策定指針となるものである。

## I 過疎地域の現状と問題点

### 1 過疎地域の現状

#### (1) 地域の概況

本県では、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）に基づいて、北茨城市、御前山村、七会村、山方町、美和村、緒川村、水府村、里美村、大子町の9市町村が過疎地域の指定を受けた。

その後、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）の施行に伴い、新たに桂村と金砂郷村の2村が指定を受けて、11市町村（1市2町8村）が過疎地域となり、一方、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）においては、北茨城市が指定から外れ、10町村（3町7村：金砂郷町は、平成5年11月1日付で町制施行）に、また、現行の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）では、桂村が指定から外れ、9町村（3町6村）が過疎地域となった。

その後、平成16年10月16日に、山方町、美和村、緒川村、御前山村が大宮町との合併により常陸大宮市に、平成16年12月1日に、金砂郷町、水府村、里美村が常陸太田市との合併により常陸太田市に、平成17年2月1日に七会村が桂村、常北町との合併により城里町となったが、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により合併以前に過疎地域であった旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村、旧七会村の8町村は引き続き、過疎地域として法の適用を受けている。

また、平成27年国勢調査の結果に伴う法改正に伴い平成29年4月1日に利根町が過疎地域の指定を受け、現在（5市町10地域）に至っている。

#### ① 県北山間地域及び城里町の過疎地域

この地域は、阿武隈・八溝山系の南部に広がる県北西部の山間地帯に位置しており、南北に山地が連なり、その山地の間を流れる河川に沿って丘陵地と平地が展開している。

また、八溝山、御前山などの自然景観や温泉等の観光資源を有しており、一部地域は県立自然公園に指定されている。

土地利用の状況は、地形的条件から農地や宅地の割合が低い反面、林野率は極めて高く、県全体の約31%に対し、この地域では約68%（平成27年4月1日現在）を占めている。

さらに、本県過疎地域は、山村振興法（昭和40年法律第64号）では各市町の一部地域が、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）では常陸太田市、常陸大宮市、城里町の一部地域、大子町の全域が、

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)では常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町の一部地域が, それぞれ法律に基づく地域指定を受けている。

## ② 利根町

利根町は, 本県の最南端, 都心からおおむね40キロ圏内に位置しており, 南は利根川を挟んで千葉県に接している。

土地利用の状況は, 農地が54%と半数以上を占めており, 宅地は13.4%, 山林・池沼・原野・雑種地が6.6%, その他が26%となっている。

## (2) 人口の動向

### ① 県北山間地域及び城里町の過疎地域

この地域の総人口は昭和45年には92,977人であったが, 平成2年には76,045人, 平成27年には54,664人となり, 25年間で28.1%, 45年間で41.2%の減少となっている。

5年間での人口減少率は, 昭和45年から昭和50年が7.4%と高かったものの, 昭和50年から昭和55年にかけては5.1%に下がり, 昭和55年以降は3~4%台で推移するなど鈍化傾向にあった。しかし, 平成12年から平成17年にかけては6.0%, 平成17年から平成22年にかけては7.8%, 平成22年から平成27年にかけては10.5%と再び減少率が上昇する傾向にある。

なお, 県全体では, 昭和45年以降, 平成12年まで平均5.7%(5年間ごとの人口増加率の単純平均)の増加で推移してきたが, それ以降は減少に転じている。

高齢者比率(65歳以上)は, 昭和45年の県全体が7.9%であるのに対し, この地域では10.3%とその差が2.4ポイントであったものが, 平成27年には, 県全体の26.8%に対し, この地域では38.6%でその差が11.8ポイントに広がっており, 高齢化が急速に進展している。

また, 生産年齢人口比率(15歳以上65歳未満)は, 平成27年には, 県全体の60.6%に対し, この地域では52.7%となっており, 特に平成2年から同27年までの25年間で, この地域では県全体の減少幅(△7.8%)を上回る減少傾向(△9.1%)を示している。

なお, この地域の総面積は県土全体の15.5%(942km<sup>2</sup>)を占めているが, 人口は県全体の2.4%にとどまっている。

世帯数は, 県全体では, 昭和45年の508,537世帯が平成27年には1,124,349世帯となり, 50年間で121.1%の大幅な増加を示しているが, この地域においては, 昭和45年の21,114世帯が平成27年には20,120世帯となり, 4.7%の減少となっている。

一世帯当たり人口は, 昭和45年では県全体が4.2人, この地域では4.4人であったが, 平成27年には, 県全体が2.6人に, この地域では2.7人となっており, 県全体, この地域ともに同様の傾向を示している。これは, 県全体では, 主に核家族化の進行によって, 世帯分離が進んだことによるのに対し, この地域では, 地域全体の人口減少がそのまま一世帯当たり人口の減少に反映されたものと考えられる。

この地域の就業構造は, 昭和35年と平成22年を比較すると, 県全体と同様, 第1次産業従事者が減少し, 第3次産業従事者が増加する傾向にあるが, 特徴として, 平成22年時点で県

全体とこの地域を比較すると、第2次産業従事者がほぼ同率でありながら、この地域では、第1次産業従事者の割合が県全体を8.8ポイント上回り、第3次産業従事者の割合が8.3ポイント下回っている。

なお、この地域を含む過疎市町の県内総生産額（名目）は、県全体の3.2%（平成26年度）となっている。

## ② 利根町

利根町は昭和40年代後半から始まった住宅団地の建設により、首都圏のベッドタウンとして発展し、総人口は昭和55年の14,378人に対し、平成2年には20,511人と10年間で42.7%と飛躍的に増加したが、以降は減少に転じ平成27年には16,313人と平成2年から25年間で約21%減少している。

高齢者比率（65歳以上）は、平成2年の県全体が11.9%であるのに対し、利根町は9.7%であったが、平成27年には、県全体の26.8%に対し、利根町は39.3%と高齢化が急速に進展している。

また、平成27年における生産年齢人口比率（15歳以上65歳未満）は、県全体の60.6%に対し、利根町では51.7%となっている。

世帯数は、平成2年の5,293世帯に対し、平成27年には6,138世帯となり15.9%増加しているが、一世帯当たりの人口は、平成2年の3.87人が、平成27年には、2.63人と減少している。

利根町の就業構造は、平成2年と平成27年を比較すると、県全体と同様、第1次産業従事者が減少し、第3次産業従事者が増加する傾向にある。

## (3) 財政力の状況

財政力指数は、合併による行財政改革の推進、広域化等の効果により、合併前の旧過疎町村の数値と比較すると大幅に改善しているものの、平成28年度においては県全体（単純平均）の0.70に対し、過疎市町の平均は0.39（過疎地域平均は0.26）となっている。

## 2 地域を取り巻く状況

### (1) 東日本大震災の影響

平成23年3月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、住宅、道路、橋梁、港湾、漁港等が甚大な被害を受けたものの、早期の復旧・復興や災害に強い県土づくりに全力を注いできた結果、社会基盤の復旧はほぼ完了し、着実に復興が進んでいる。

また、竜神大吊橋におけるバンジージャンプや袋田の滝ライトアップなど地域の観光資源を生かした新たな取組により、県北山間部地域全体での観光入込客数は、震災前の水準に回復しているものの、未だ一部には福島第一原子力発電所事故による風評が残っている。

### (2) 社会経済情勢の変化

人口減少や少子高齢化の急激な進展に伴い、労働力人口の減少や経済成長の鈍化、さらには

社会保障の持続性の危機が現実のものとなってきているほか、森林・農地等の荒廃、集落機能の低下、空き家の増加など、過疎地域を取り巻く状況は、一層厳しさを増している。

一方、情報通信技術の発展により、過疎地域における地理的な不利性を克服することが可能となり、新たな産業の振興や交流拡大が期待されている。

また、国民の価値観の多様化やライフスタイルの転換が進み、自然環境への関心の高まりや心の豊かさ・ゆとりへの希求、若年層の間で地方への移住志向が強まっている等の背景もあり、過疎地域が有する新たな生活空間や安らぎを得る場としての役割に対する期待はますます高まっている。

### (3) 周辺地域の変化

交通体系については、平成 27 年 3 月の常磐自動車道全線開通や平成 29 年 2 月の首都圏中央連絡自動車道の県内区間全線開通などにより、新たな人的・物的交流が期待されている。

鉄道については、平成 27 年 3 月に上野と東京を結ぶ上野東京ラインが開業し、一部の電車の品川駅までの直通運転が実現し、利便性の向上や交流の拡大が期待される。

港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）が、首都圏の北側のニューゲートウェイとしての役割を担っており、平成 23 年 3 月の北関東自動車道の全線開通等によるアクセス向上もあり、その重要性はさらに増している。

また、茨城空港については、国内線 4 路線、国際線 1 路線が就航しており、平成 28 年度の旅客数は過去最高となる約 61 万人となるなど、北関東の空の玄関口として、増大する首都圏の航空需要の受け皿として一翼を担っており、国内外からの誘客や広域的な観光ルートの形成等に寄与している。

さらに、東海地区においては、平成 20 年 12 月に稼働した東海村の世界最先端の大強度陽子加速器施設（J-PARC）をはじめ、原子力関係の研究機関が集積しているほか、つくば地区には 29 の国等の研究・教育機関が立地するなど、最先端科学技術の集積が図られている。

### (4) 地域内の動向

県北山間地域及び城里町の過疎地域は、東京からおおむね 150 キロ圏内にあるが、交通体系の整備によりアクセスが向上してきている。

交通ネットワークの整備として、国道 118 号袋田バイパス及び国道 461 号水府・里美拡幅等による縦軸の道路の整備や、横軸となる肋骨道路の整備が進むとともに、広域農道や林道の整備も順調に進められ、周辺都市等との連絡もさらに改善されている。

また、平成 28 年には、常陸大宮市岩崎地内（旧大宮町。国道 118 号沿い）及び常陸太田市下河合町内（旧常陸太田市。国道 349 号沿い）に相次いで「道の駅」が整備されたところであり、その情報発信機能や地域連携機能を生かした様々な取組への活用が期待されている。

一方、利根町は、県内で最も都心に近く東京からおおむね 40 キロ圏内に位置しており、南北の千葉竜ヶ崎線、東西の取手東線により交通の結節点になっている。また、平成 18 年には若草大橋有料道路が開通し千葉県へのアクセスが向上している。

定住人口確保のため、空き家・空き地バンク制度を推進しているほか、廃校となった中学校



跡地を活用した日本ウェルネススポーツ大学など、交流人口の拡大が期待されている。

過疎地域全体の動向としては、観光拠点の整備について、温泉保養施設、特産品を活用した体験・交流施設、袋田の滝新観瀑台などの地域の特性・魅力を生かした施設が着実に整備されてきている。

交流人口の拡大を図るため、県・市町等が連携し、これらの地域資源を活用した各種イベントの開催や教育・研修旅行の受入体制の整備・拡充などに取り組んでいる。

また、ハイテクパーク金砂郷工業団地（旧金砂郷町）や周辺地域の常陸太田工業団地、那珂西部工業団地の分譲がほぼ終了し、雇用の場の確保が図られているほか、宮の郷工業団地（旧大宮町と旧金砂郷町）においても木材関連産業を始めとする企業立地が大幅に進展したことに伴い、地域内の住宅団地の整備と併せ、定住化へ向けて一定の成果を上げている。

### 3 過疎地域の課題

#### (1) 産業の振興と雇用の確保

地理的・地形的に不利な条件のもとで、産業の振興を図るためには、農林業、地場産業、商業及び観光の結びつきを強め、ひとつの特産物の生産・加工・販売といった分野を地域で一貫して行うなど、全体をマネジメントするシステムを構築する必要がある。

また、地域の基幹産業である農林業の生産性の向上と高付加価値型産業への転換が求められているとともに、企業の新たな分野への進出や起業促進を図る必要がある。

さらに、若年層の流出を抑えるため、地域内や周辺地域の工業団地等への企業誘致などにより引き続き、就業の場の確保に努める必要がある。

#### (2) 観光・レクリエーションの振興

豊かな自然資源や由緒ある歴史・文化施設など、多様な観光資源に恵まれていることから、一部の地域に残る福島第一原子力発電所事故による風評の払拭に努めるとともに、観光資源の魅力度向上、観光拠点施設等の充実、広域観光の推進などに取り組み、交流人口の拡大を図っていく必要がある。

また、近年のライフスタイルの変化等によるニーズの多様化を踏まえ、グリーン・ツーリズムなどの取り組みにより、都市部と農村部との共生・対流を進めていく必要がある。

#### (3) 生活環境の整備

住みやすい地域づくりのため、上下水道や公園など都市機能の整備を推進するとともに医療・保健・福祉の充実を図る必要がある。

#### (4) 地域文化の振興

地域文化の保存・伝承等を通じた地域の魅力の再発見等により、若者が定住し、住む人にとって誇りの持てる個性あふれる地域づくりを進める必要がある。

## (5) 交通基盤等の整備

一般国道・県道の整備を進め、周辺都市との広域交通ネットワークの形成を図るとともに、市町道等地域の生活に密着した道路整備や地域住民の交通手段の確保対策を進める必要がある。

また、県北山間地域を縦貫する唯一の鉄道である水郡線の一層の利便性向上を図る必要がある。

## (6) 地域住民等との連携・協働

地域住民の地域づくりへの積極的な参画や、NPO等との連携・協働により多様な主体による魅力的な地域づくりを進める必要がある。

## II 過疎地域の自立促進に向けた取組

### 1 広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連

基礎自治体である市町の創意工夫のもと、近隣市町村の環境、歴史、文化等の魅力を活用して相互に役割分担を行うとともに、県総合計画との整合性に留意しつつ、市町村域を越えた行政課題への対応や広域的観点からの事業調整を行うものとする。

また、本県は、福島県、栃木県とともに県北山間地域を含む3県の県際地域において、地域づくり・連携、交流・二地域居住、広域観光交流を基本戦略として「FIT構想」を推進しているところであり、同構想との整合性に留意しながら自立促進のための施策を推進する。

### 2 過疎地域自立促進の基本的方向及び具体的取組

過疎地域に対しては、これまで過疎地域対策緊急措置法(昭和45年～昭和54年)、過疎地域振興特別措置法(昭和55年～平成元年)、過疎地域活性化特別措置法(平成2年～平成11年)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～)に基づき、国、県、市町村が一体となって総合的・計画的に過疎対策に係る事業を展開してきたところであり、生活環境の整備や産業の振興等が図られるとともに、北茨城市や旧桂村が過疎地域の指定から外れるなど、着実に成果が上がっている。

一方、平成27年国勢調査の結果を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法の改正が行われ人口減少が著しく進んだ地域として新たに利根町が過疎地域の指定を受けた。

全国的には平成20年をピークに人口減少局面に突入し、今後の予測でも長期間人口減少していくものと推計されており、(国立社会保障・人口問題研究所、将来推計人口・平成24年1月推計)、特に過疎地域を含む4市町においては、平成52年までに県全体の18.4%を大きく上回る37.9%の人口減少が見込まれている(国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計))。

一方、過疎地域は、食料供給や国土保全、貴重な郷土文化の伝承など様々な多面的機能を有しており、今後は首都圏への近接性や豊かな自然環境を生かした新たなライフスタイルを実現する場としての存在価値を発揮することが期待されている。こうした状況を踏まえ、過疎地域における集落機能を維持し、持続可能な集落形成と活性化を図っていくことが必要である。

今後の過疎対策は、厳しい財政状況や、今後進展する地方創生の流れの中で、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立し過疎地域の自立促進を図るため、交通基盤など地域づくりの基礎となる施策を着実に進めながら、①「産業の振興による雇用の拡大」、②「安全・安心に暮らせる生活環境の実現」、③「協働と連携による活力ある地域づくりと集落ネットワーク圏の形成」を基本的な方向として、総合的かつ効率的に以下の施策を実施することとする。

なお、具体的な施策の展開に当たっては、地域再生計画など地域の自主性を生かす制度の活用を十分に検討するとともに、これまでの広域的観点からの基盤整備に加えて、交流・移住施策や人的支援、人材の確保育成等のソフト施策を積極的に推進するものとする。

また、太陽光やバイオマス資源等を熱源とする自然エネルギーを利用するための施設の導入を促進する。

## (1) 産業の振興

### ① 産業振興の方針

農林水産業については、引き続き生産基盤の充実を図るほか、地域特性を生かした付加価値の高い農業、グリーン・ツーリズム、体験型農業等を推進する。

地場産業の振興については、組合、中小企業者グループによる新商品開発や販路開拓、人材育成等の取組を推進する。また、生産・加工・流通・販売といった分野を地域で一貫して行う複合的経営手法の積極的導入に努める。

商業においては、地域における消費者ニーズに的確に対応できるよう、住民の身近な買い物の場である個店や商店街の活性化を図る。

観光・レクリエーションの振興については、広域観光の推進、観光客の受入体制の整備を図るとともに、自然環境や体験施設等に恵まれた地域の魅力を発信していく。

企業誘致対策については、過疎地域内及び周辺地域において、優良企業の誘致を積極的に進め、若者に魅力ある雇用の場を創出することにより、定住化を促進するとともに、所得の向上及び市町財政基盤の強化を図る。

また、起業や、地域資源活用・農商工連携による新たな取組の創出、既存企業の新事業展開への取組を促進する。

なお、イベント、PR活動等ソフト対策についても、広域的な連携を図りながら積極的なパブリシティ活動を進める。

### ② 農林水産業の振興

#### ア 農業及び畜産業の振興

「茨城農業改革大綱 2016～2020」に基づき、農業生産基盤の整備や地域資源を生かした高付加価値型の農業の展開や農産物の販路拡大、担い手の確保・育成や新規就農の促進等の施策を推進する。また、自然環境・農村景観等の地域資源を活用した観光農業や、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流などアグリビジネスモデルを創出する取組の推進、耕作放棄地の発生防止、鳥獣による農作物等への被害軽減対策、多面的機能の維持・発揮に努めるなど中山間地域対策を総合的に推進することで、消費者の満足する

価値ある農産物を提供していくことで信頼に応え発展する「いばらき農業」を目指していく。

さらに、畜産業については、家畜改良・生産基盤強化や耕畜連携による飼料用米等の利用推進等に取り組むとともに、首都圏や海外に向けた販路拡大を図る。

これらの振興策を展開するため、以下の施策を実施する。

- (ア) 茨城農業の魅力発信，就農希望者の受入体制の充実により新規就農者の確保を図るとともに，農業法人等への雇用就農の拡大等の取組を推進する。
- (イ) 耕作放棄地の発生抑制と農地の有効利用を図るため，地域の実情に即した発生防止・有効活用対策を推進する。
- (ウ) 農業農村整備事業による農地の整備，地域特性にあった生産施設，生産機械の整備を進めることにより，規模拡大及び省力化を推進し，生産性の向上を図る。また，畑地かんがい用水を活用し，青果物産地の形成を図る。
- (エ) 茶，こんにゃくいも，そば，りんご等の地域特産物の振興を図るとともに，地域の特性を生かした特産品の多品目産地の育成を推進する。

中でも，米については需要に応じた生産を進め付加価値の高い地域オリジナル米の取組を推進するとともに，常陸秋そばや常陸大黒について，観光とタイアップしたPRと販路拡大を推進し，ブランド確立を図る。
- (オ) 農産物の付加価値を高めるため，事業化の相談や，加工品の開発，商品の販路開拓など農業者の発展段階に応じた支援や6次産業化オープンラボラトリー（開放実験室）の活用推進等により，6次産業化に向けた取組を推進する。
- (カ) 農産物加工所の整備を行うなど，地元での農産物の加工を推進し，高付加価値化を進めるとともに，農産物直売所等の整備・活用や，新たに整備される道の駅を活用し，販路の拡大を図るなど，農業者自らの手で生産から販売まで行う「中山間こだわり産地」の育成を推進する。
- (キ) 多様な地域特産物のイメージアップや福島第一原子力発電所事故による風評の払拭，県内外の消費者への販売促進等を図るため，ブランドの重点品目毎の集中キャンペーンや「茨城をたべよう運動」の推進など戦略的かつ継続的な販売促進活動を展開する。
- (ク) 観光農園，体験農園等の整備，果樹のオーナー制度の導入，地域特産物を活用した食の提供，農家民宿の推進など，教育・研修旅行やグリーン・ツーリズムに対応できる施設や受け入れ体制の整備を促進するとともに，都市住民との交流活動を推進する。
- (ケ) 農地や景観，歴史や文化等を生かした農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し，個性的で魅力ある農村地域づくりを推進する。
- (コ) 大学や地域おこし協力隊など外部人材や地域資源を最大限活用したアグリビジネスの創出に向けた取組を推進する。
- (サ) 地域の繁殖雌牛の増頭を支援するとともに，優秀な種雄牛との交配や受精卵技術を活用して，肥育素牛の生産拡大や牛肉の高品質化を進め，常陸牛の生産体制を強化する。また，ジェットロ茨城貿易情報センターや商社等との連携を強化し，輸出に向けた取組を支援することにより国内外への販路拡大を推進する。

(シ) 地域の銘柄畜産物である奥久慈しゃもについて、各種メディア・イベント等を活用したPRを展開し、地元での消費拡大と首都圏に向けた販路拡大を推進する。また、耕畜連携により、水田の保全と飼料用米を利用した自給率の高い奥久慈しゃもの生産を推進する。

(ス) 良質堆肥を生産するための家畜排せつ物処理施設の整備や耕畜連携による資源循環型農業の推進を図る。

#### イ 林業・水産業の振興

林業については、森林の持つ県土の保全や水源涵養、地球温暖化防止など公益的機能を適正に維持していくため、間伐等の森林の保全・整備を推進するとともに、生産性の高い林業の展開と県産木材の安定供給体制の整備を進める。

また、「茨城県森林・林業振興計画」に基づき、木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用し、再び植える「緑の循環システム」による林業・木材産業の成長産業化と機能豊かな森林づくりや、森林湖沼環境税を活用し、環境面に配慮した持続可能な森林経営の推進、木質バイオマスも含む県産木材の利用拡大、県民共通の財産としての県民協働による森づくりなどを推進する。

さらに、福島第一原子力発電所事故による出荷制限等が一部に残る特用林産物の生産再開や風評の払拭に向けた支援を行う。

水産業については、過疎地域を貫流する那珂川、久慈川などの河川を活用して、内水面漁業の振興や遊漁振興を図る。

これらの振興策を展開するため、以下の施策を実施する。

(ア) 森林湖沼環境税活用事業等を有効に活用し、森林の間伐や、平地林・里山林の保全と整備等を図り、木質バイオマスの利活用や機能豊かな森林づくりなどを推進するとともに、林業等への新規就業者の確保・育成、林道等の整備、高性能林業機械等の導入等を推進する。

(イ) 公共建築物、公共工事、木造住宅等における県産材の利用拡大を推進するとともに、多様な需要に対応できる県産木材の加工・流通体制の整備を推進する。

(ウ) 原木しいたけの出荷制限等の解除を進め生産再開を図るとともに、きのこ類、うるし等の生産技術の向上や生産加工流通体制の整備を進める。

(エ) 森林・林業体験学習、森林浴などができる森づくりや林業関係者との交流活動を実施し、緑化意識の向上と啓発に努める。

(オ) 水産資源の維持増大を図るため、アユ、ヤマメ、ウナギ、ふな類などの重要魚種の放流を促進するほか、カワウによる魚類の食害防止対策を促進する。

(カ) 久慈川、那珂川にサクラマスを重点的に放流することで資源を増大させるとともに、遊漁情報等の発信に努め、アユと併せ遊漁による地域振興を図る。

#### ③ 地場産業の振興

産地イメージの向上やブランドの形成に積極的な産地組合等が行う新商品開発や販路開拓、人材育成の取組を支援することにより地場産業の一層の振興を図るとともに、

工業技術センターにおいて生産技術者の育成や技術支援等を行い、地場産業の自立化を促進する。

また、県や市町、民間団体が連携を図りながら、地域資源を生かした農業・農村関連ビジネスなどの起業支援や地域特産物の販路拡大を推進する。

#### ④ 商業の振興

地域住民の生活を支えるコミュニティ機能の強化や買い物環境の改善等の取組を総合的に支援し、地域商業の活性化を図る。

また、社会や地域の課題をビジネスの手法で解決する新たなサービス産業の育成を図るとともに、地域商業を担う人材の経営能力等の向上や個店の経営力強化を支援する。

さらに、観光入込客の多い地域では、首都圏や近隣県からの観光客を取り込んだ観光産業の育成に努める。

#### ⑤ 観光・レクリエーションの振興

自然とふれあい、共存できる観光地づくりを目指し、各拠点間の連携強化、拠点周辺環境の整備、案内施設の充実などを図り、広域観光を推進するとともに、観光振興を担う人材を育成し受入体制を整備する。

また、袋田の滝などの観光地、バンジージャンプなどの魅力的な地域資源、茨城県北芸術祭などの集客が見込まれるイベント等について、多様な媒体を活用しPR活動を行い、行政と民間が一体となって観光入込客の拡大を図り、周遊を促進する。

さらに、地域独自の特色ある農林業等との連携による体験・交流型のツーリズムなど、滞在型の余暇活動の振興を促進するとともに、水郡線の活性化を支援し、利用促進とイメージアップを促進する。

加えて、地場産業と観光の結びつきを強化するとともに、市町村や交通事業者等との連携による現地発着型ツアーの造成など観光と地域資源を組み合わせたソフト施策を積極的に推進する。

なお、観光拠点施設の整備に当たっては、過疎地域の豊かな自然を保全するため、自然保護意識の啓発を図る自然保護活動の拠点や川と地域の人々を結ぶ水辺空間など、自然環境に調和するよう配慮する。

#### ⑥ 企業の誘致対策

立地推進東京本部を中心に、市町村等関係機関と連携し、企業誘致や立地企業の事業環境整備を推進する。

また、市場との近接性や充実した交通ネットワーク等の立地優位性、県税等の課税免除や用地取得費等補助制度等の優遇制度を効果的にPRし、企業立地を促進する。

特に、県北地域においては、「茨城県県北地域産業活性化基本計画」に基づき、電気機械、自動車・建設機械、木材等の地域特性を生かした関連産業の集積を目指し、市町村等関係機関と連携し、人材育成等の事業環境整備を進める。

なお、工業団地については、企業立地の動向等を踏まえつつ、計画的な整備を図り、整備に当たっては、自然環境に十分配慮するものとする。

#### ⑦ 起業等の促進

公益財団法人茨城県中小企業振興公社をはじめとする産業支援機関等のネットワークを活用し、起業から研究開発、販路開拓に至る事業化の各段階のニーズに応じた相談窓口の設置や研修会の開催、専門家の派遣などによる指導・助言のほか、資金調達に関する支援等、総合的かつ一貫した支援を行う。

また、幅広い人材や既存企業等による地域資源の活用や地域の課題解決につながるビジネスの創出を支援するため、起業、創業しやすい環境の整備に努める。

なお、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、製造業、旅館業、農林水産物等販売業については、創業等に伴う設備の新增設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除を行い、その他の業種についても県独自の課税免除を行うなど、優遇措置の積極的な活用を努める。

### (2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### ① 交通通信体系の整備の方針

交通体系の整備については、他地域との交流を促進するため、本県の基幹道路である常磐自動車道にアクセスする国道 118 号、123 号及び 461 号等の幹線道路を引き続き整備するほか、山間部と臨海部を結ぶ肋骨道路の整備を推進する。

なお、ひたちなか地区と内陸部を結ぶ道路については、地域高規格道路の将来計画も念頭に置きながら、既存の道路ネットワークを最大限に活用し、計画的に整備を進めていくことを検討していく。

利根町と千葉県我孫子市を結ぶ県道千葉竜ヶ崎線栄橋については、交通渋滞が著しいことから、周辺道路の整備状況や交通量の状況を踏まえ、渋滞緩和に向けた対策等について検討していく。

また、国土交通大臣及び農林水産大臣が指定する基幹的な市町道、農道及び林道については、地域の実情に応じ県の代行整備を進める。

これらの道路網の整備に伴い、安全・円滑かつ快適な交通環境の整備に努めるとともに、高齢者や児童等の交通弱者の日常生活の安全確保を図る。

さらに、マイカーの普及等により公共交通の利用者は減少しているが、地域住民の生活を守るためバス路線や代替交通の確保に努めるほか、県北山間地域を縦貫する水郡線の利便性向上を図る。

#### ② 国・県道及び市町道の整備

##### ア 国・県道の整備

国道 118 号、123 号及び 461 号等の整備を進めるほか、山間部と臨海部とを結ぶ肋骨道路の整備を推進する。さらに、交通量の実態を踏まえた柔軟な道路整備を推進する。

また、ひたちなか地区につながる常陸那珂港山方線など基幹的な県道の整備を推進し、広域的交通ネットワークの形成を図る。

利根町については、主要地方道取手東線が取手市と稲敷市の間を結ぶ重要な幹線道路となっているが、振動や騒音、屈曲性が多いことによる交通の安全性の問題等があることから、引き続きバイパス整備を行う。

さらに、生活に密着した一般県道については、交通危険場所の解消や歩道の整備など安全確保にも配慮した改良・整備を進める。

なお、これらの道路整備にあたっては、美しい自然景観や生態系に配慮した道路づくりに努める。

#### イ 市町道の整備

過疎代行事業、国庫補助（交付金）事業を利用し、集落間の連絡道及び公共施設と集落を結ぶ連絡道の整備を重点的に促進するとともに、地域の産業振興を図るために必要とされる道路についても整備を促進する。

### ③ 農道及び林道の整備

農道及び林道については、農林業の生産や地域の生活のための道路として重要な機能を有しており、その整備促進に努める。

特に、農業の近代化や農畜産物の流通の合理化、農村の活性化を図るため、広域営農団地農道等の基幹的な農道整備を効率的に推進する。

また、林業の活性化と生活環境基盤の充実などを図るため、奥久慈グリーンライン林道の整備を推進する。

### ④ 交通確保対策

地域住民にとって必要な生活バス路線について、国や県、市町が連携をとりながら、その確保に努めるとともに、交通空白地域の解消を図るため、地域の実情に合わせた路線バス以外の多様な形態による移動手段についても導入を図る。

また、水郡線の輸送力改善を図るため、通勤通学時の列車本数の増、ダイヤの改善等についてJRへの要望活動等を通じて利便性の向上に努める。

さらに、沿線地域の観光資源や、産業・文化・特産品の現況を把握し、関係機関との情報交換を密にしながら、駅からの二次交通の充実、駅施設の活用を図るとともに、観光ルート作成・着地型イベントなどを実施し、水郡線の利用を促進する。

利根町については、JR成田線布佐駅やJR常磐線取手駅、藤代駅、また民間路線バスなどがあるが、どの路線も駅・バス停までの距離が遠いことや、ダイヤ本数が少ないことなどにより利便性が低いため、沿線の活性化と利便性の向上を図る。

### ⑤ 電気通信施設の整備

移動通信用鉄塔の整備を進める等により、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域の拡大を促進する。



## ⑥ 地域間交流の促進

過疎地域の自然、産業、特産物、歴史・伝統文化などの地域資源を最大限に活用し、日常生活や農林業などを実際に体験できるグリーン・ツーリズム、教育・研修旅行、果樹のオーナー制度、森林ボランティア、お試し居住などに取り組み、交流の促進を図る。

また、廃校となった学校施設や跡地等を有効に活用し地域を再生していくため、山村留学や都市部の学校との交流などにより、過疎地域の子ども達に多様な交流の機会を提供する。

さらに、過疎地域が有している魅力的な地域資源について、戦略的に情報を発信するとともに、地域の観光資源や伝統文化・行事などを活用し共同イベントやPRを実施するなど、域内における交流の促進を図る。

加えて、県北山間地域については「FIT構想」に基づき、福島・栃木両県と連携を図り、地域づくり・連携、移住・二地域居住や広域観光交流などに取り組むとともに、那珂川、久慈川等の流域における連携・交流も図り、県際地域の交流の促進を図る。

このような交流拡大の取組を通じ過疎地域の魅力を広く周知するとともに、東京圏における広報・PR活動の積極的な展開と相談体制の充実を図り、移住・二地域居住を推進し、過疎地域への新しい人の流れを創出する。

## (3) 生活環境の整備

### ① 生活環境の整備の方針

水道、下水処理施設及び廃棄物処理施設は、住民生活の向上を実感できる快適な生活環境を確保するうえで重要な施設であることから、着実に整備を進める。

水道については、普及率は全県平均を上回っており、未整備地域もほぼ解消されたため、今後は、老朽施設の耐震化等、事業の基盤強化を推進する。

生活排水処理については、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備を進める。

ごみの減量化や再資源化を推進するため、資源循環型の廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、リサイクル意識の高揚を図る。

また、集落道路、農村公園など集落内の生活関連施設の整備を進めるほか、他地域と比較して立ち遅れている消防救急施設の整備を促進する。

### ② 簡易水道、下水処理施設等の整備

簡易水道については、老朽施設の更新を含めた計画的な事業の実施に努めるとともに、簡易水道の再編（統合）整備を促進し、水源の有効利用及び安定的・合理的な給水体制を確立する。

下水処理施設については、生活排水の総合的な対策をより一層進めるために、県が策定した「生活排水ベストプラン」に基づき、市町において生活排水処理基本計画のもと、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備などを計画的・効率的に推進し、生活環境の改善と、河川、水路などの公共用水域の水質保全を図る。

### ③ 廃棄物処理施設の整備

過疎地域の豊かな自然と美しい景観を保全する観点から、廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、リサイクル意識の高揚などにより、ごみの減量化や再資源化を推進し、環境への負荷を低減する循環型社会の構築を進めることが重要となっていることから、「茨城県環境基本計画」に沿って、広域的経済社会生活圏に配慮しつつ、「一般廃棄物処理計画」に基づき施設の効率的整備を促進する。

### ④ 消防・救急施設の整備等

過疎地域への財政優遇措置等を効果的に活用することにより、防火水槽や消防ポンプ自動車等の消防施設・設備の整備を促進する。

救急業務については、救急救命士の養成や、住民へのAED及び心肺蘇生法の普及啓発などにより、救急業務の高度化を推進する。

また、災害時の情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行い、安全と安心を確保するため、住民に直接情報を伝達する防災行政無線等の整備や防災情報メールの利用促進を図るとともに、避難行動要支援者を対象とした避難支援個別計画を策定するなど、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を促進する。

病院情報の共有による搬送時間の短縮や大規模・広域災害時における応援の対応力の強化等を図るため、過疎市町を含む消防広域化重点地域の指定や整備費用の支援等を行った消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防司令センターの共同運用を促進する

### ⑤ 自然災害対策

河川については、水辺空間の利活用や景観との調和、生態系の保全などに配慮しながら、浸水被害を防止・軽減するための改修事業を推進する。

また、土砂災害対策として、土砂災害防止施設整備等のハード対策と併せ、警戒避難体制の整備を推進する。

## (4) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### ① 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年度を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進しながら、平成6年度から本県独自の福祉施策として取組を進めてきた、高齢者だけでなく、障害者、難病患者など、支援が必要な人を広く対象とする地域ケアシステムや在宅医療、地域リハビリテーションの仕組みを生かした茨城型のシステム構築を推進する。

さらに、県民一人ひとりが、健康への高い意識と正しい知識を持ち、健康づくりに積極的に取り組める、また、保健・医療・福祉等に関わる団体等が連携して県民の健康づくりのための活動を行える環境づくりを推進する。

児童福祉については、保育サービスの充実、放課後の子どもの居場所づくり及びその他の子育て家庭への支援施策の充実に努める。

## ② 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 介護保険制度を円滑に運営していくために、利用者本位にサービスを選択できるようサービス基盤の量的整備を進めるとともに、質的な向上を図る。

イ 居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者のため、特別養護老人ホーム等施設の整備促進を図る。また、個人の尊厳やプライバシーの確保に努め、個室・ユニットケア化を促進する。

ウ 市町村において、NPO、民間企業、ボランティアなど、元気な高齢者を含む多様な主体を活用しつつ、効果的かつ効率的な介護予防・生活支援サービス提供体制の構築や、介護予防の取組の機能強化を図れるよう、地域の実情に応じた体制づくりを促進する。

エ 認知症になっても安心して住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかに生活できるように、県民誰もが認知症について正しく理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていく体制を整備する。

また、認知症の早期発見、適切な診断・治療を推進するとともに、介護家族に対する支援や施設等における適切な認知症ケアの提供を推進する。

オ 老人クラブや高齢者はつらつ百人委員会等の活動を支援し、地域貢献活動や各種スポーツ・文化芸術などに親しむ高齢者の拡大を図る。

## ③ 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 未就学児に対する教育・保育の総合的な提供を行うための認定こども園の導入推進を図るほか、病児・病後児保育や延長保育等の特別保育事業の充実を図る。

イ 希望するすべての児童を対象に体験活動等を実施する「放課後子供教室」と日中保護者のいない家庭の児童を対象に生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の一体的、あるいは連携した取組を推進する。

ウ 育児相談や親子の交流等を行う地域子育て支援拠点の整備を推進するとともに、子育て家庭を社会全体で応援するために協賛店舗等において実施する料金割引等のサービス優待制度（いばらき子育て家庭優待制度）の充実を図る。

## (5) 医療の確保

### ① 医療の確保の方針

近年の医師不足により、過疎地域における医療が十分に提供できる体制とは言えない状況であることから、「茨城県保健医療計画」に基づき、限られた医療資源を有効に活用し、地域の医療機関の役割に応じた機能の充実と連携を進め、県民誰もが安心して医療を受けられる体制を整備する。

特に、過疎地域においては、他の地域との保健医療水準の格差が大きいことから、へき地医療拠点病院、へき地診療所の施設・設備を充実させるとともに、過疎地域における無医地

区対策や救急医療体制などの保健医療サービス，体制の一層の充実，強化を図る。

## ② 無医地区対策

県内の無医地区・準無医地区 6 市町 21 地区のうち 4 市町 14 地区が過疎地域の中に点在していることから，へき地保健医療の質を向上させるため，「茨城県へき地保健医療計画」（平成 25 年度から 29 年度の第六次 5 ヶ年計画）に基づく以下の施策を推進する。

ア 県立中央病院に設置している「へき地医療支援機構」を中心に，へき地医療の企画・調整を行う。

イ へき地医療支援機構の調整のもと，全県の各へき地医療拠点病院がへき地医療従事者の確保及び研修，へき地診療所への派遣等を行う。

ウ ドクターヘリを活用し，へき地においても迅速に三次救急医療を受けられるよう救急搬送体制の充実を図る。

エ 在宅医療に関わる関係機関が連携して，へき地の実情に応じた在宅医療体制の充実を図る。

オ 無歯科医地区の住民に対する歯科保健医療の確保，充実を図る。

カ 情報通信技術を活用した遠隔医療の推進を図る。

## ③ 医師確保対策

医師が著しく不足する地域については，医師修学資金貸与制度の推進や自治医科大学卒業医師の養成により，過疎地域で勤務する医師の確保を図る。

## (6) 教育の振興

### ① 教育の振興の方針

児童生徒の個性の伸長や創造性の育成等を重視した多様な教育への対応と児童生徒の心身の豊かな成長を促す快適な環境づくりのため，校舎の改築や大規模改造事業，情報機器等の整備を進め，教育環境の質的な充実を図るとともに，学校の適正規模化を目指した新たな学校づくりや小規模校を存続させる取組を支援する。

余裕教室は，廃校施設と併せて，地域の行事や地域の人材を活用した体験授業の実施，公民館等の生涯学習施設や体験交流施設等への転用など，地域住民の交流の場や都市住民との交流拠点等としての活用を推進する。

過疎地域の豊かな自然環境は，児童生徒の健全育成を図るうえでの貴重な資源であることから，これらを生かした教育を推進する。

また，公民館や図書館をはじめとする生涯にわたり学べる環境や，気軽に健康づくりに取り組める体育施設等の整備を進めるとともに，総合型地域スポーツクラブの設立・育成を推進する。

さらに，平成 31 年に本県で開催される国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会や平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックなどを契機として，より一層のスポーツの振興と地域の活性化を図る。

② 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備等

公立小中学校の改築及び大規模改造事業の実施に際しては、社会の変化や児童生徒の能力・適正等の多様化に対応し、児童生徒の学習ニーズに応じていくための施設・設備の一層の充実を図るとともに、豊かな自然環境、歴史、伝統文化等の地域の特色に配慮した施設づくりを推進する。

また、小中学校の適正規模・適正配置等について市町村に対して積極的な情報提供に努めるとともに、統合後の学校に対する教職員の加配や遠距離通学対策支援及び小規模校に対する教職員の加配などにより、学校の適正配置等を促進する。

③ 集会施設、体育施設、生涯学習施設の整備等

県生涯学習センターとの連携を促進し、公民館やコミュニティセンター等において、移動講座の開設や学習情報の提供を行い、地域の生涯学習を推進する。

図書館については、地域の実情に即した整備・利用、若しくは公民館図書室等の充実を図る。

体育施設については、各市町の人口規模等の実情に応じて運動公園、体育館、プール等の諸施設の整備を進めるほか、各施設の広域的な相互利用を推進する。

また、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図るとともに、クラブ未創設市町における創設に向けた取組を支援する。

なお、これらの各施設の有効利活用を図るため、施設間のネットワークや施設利用に関する広域広報活動の強化を進める。

(7) 地域文化の振興等

① 地域文化の振興等の方針

本県の過疎地域には、西金砂神社・東金砂神社の田楽舞をはじめ、西ノ内和紙、国寿石大子硯など、貴重な民俗芸能・文化財や郷土工芸品等が多数存在している。これらの伝統文化や民俗芸能等の保存・伝承を図るとともに、これらを活用した個性豊かな地域づくりを促進する。

また、文化による「元気ないばらき」づくりを推進するため、地域に埋もれた文化的資源の発掘や新しい地域文化の創造活動の促進、優れた文化に接する機会の創出等を図るとともに、地域文化の積極的な情報発信に努める。

さらに、茨城県北芸術祭の開催を契機に、アートの力を活用し、地域資源の潜在的な魅力を引き出すことによる新たな価値の創造や、新たな文化の担い手を育成するなどにより、一層の文化芸術の振興と地域の活性化を図る。

② 地域文化の振興等に係る施設の整備

伝統文化の伝承・展示施設や歴史的資源を生かした公園等の整備を推進するとともに、多様な文化活動の場の充実を図るため、公的施設の有効利用や既存施設のレベルアップ・

弾力的運用などに努める。

## (8) 集落の整備

### ① 集落整備等の方針

人口減少による空き家や空き店舗の増加，公共交通の利便性低下など日常生活の維持が困難な集落等においては，集落の機能を維持し，中長期的に持続可能な集落とするため，生活環境基盤の整備はもとより，基幹集落の機能強化・複数集落のネットワーク化，住民等の自発的・自主的な取組の支援，継続的な交流居住に係る取組の推進等による交流人口の拡大など，ハード及びソフト両面から集落の整備・活性化を促進する。

### ② 集落機能の維持・活性化

集落の機能と活力を維持するため，情報通信技術や空き家等の有効活用，低廉で魅力ある住宅団地の整備促進などに加え，「集落支援員」や「地域おこし協力隊」等の地域振興を担う人材の確保に努めるとともに，若者や女性の定住促進，東京圏等からの移住・二地域居住の促進に積極的に取り組む。

また，住民からの集落移転要望が具体化した場合は，集落再編のための居住環境を整備するなど適切な対策を講じる。

### ③ 生活支援サービスの維持・確保

人口減少や少子高齢化の急激な進展に伴い，地域住民の生活に必要なサービスの維持が困難となってきたことから，地域の特性やニーズに応じた買物支援等の生活支援サービスの維持・確保を図る。

## (9) 協働と連携による活力ある地域社会の形成

### ① 多様な主体の参加による地域社会づくり

地域住民をはじめ，NPO，住民団体，企業，大学，地域外人材等の多様な主体の地域づくりへの参加を促進し，支え合いと活気のある社会を創出する。また，過疎地域の様々な地域資源を活用した新たなビジネスの創出支援，地元企業におけるインターンシップの活用，今後成長が見込まれるクリエイティブ企業等の誘致，クラウドソーシングの活用などを図ることにより，新しい働き方や暮らし方ができる，魅力ある地域づくりに努める。

また，過疎地域では高齢化の進展で，要介護者が増加する一方，多くの高齢者は，地域の新たな活力となりうる健康で社会参加意識の高い元気な高齢者であることから，若者ととも，高齢者についても，その豊富な知識や経験・技術等を社会に還元し，地域のリーダーとして積極的に社会参加することを促すことにより，自立し活力ある地域社会の形成を図る。

### ② 広域的な連携の促進

住民の生活圏の広域化やニーズの多様化が進む中，介護保険関連施設をはじめとした医

療・福祉施設の配置やサービス体制の整備，ごみ処理施設の整備，教育機関の適正配置，さらに災害時の防災体制の整備など，さまざまな課題に対応するとともに，市町村域を超えた広域的な公共施設の相互利用やサービス体制の整備，情報の共有や共同発信などの取組を促進する。





表1：人口の推移

	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		H2～H27		S45～H27	
		50/45	55/50	60/55	H2/60	H7/7	H12/7	17/12	22/17	27/22	H2～H27	S45～H27												
旧金砂楽町	12,237	11,310 △ 7.6	10,724 △ 5.2	10,448 △ 2.6	10,424 △ 0.2	10,717	2.8	11,336	5.8	11,166	△ 1.5	10,866	△ 2.7	9,836	△ 8.6	△ 4.682	△ 18.804							
旧水府村	9,314	8,284 △ 11.1	7,702 △ 7.0	7,329 △ 4.8	7,031 △ 4.1	6,725 △ 4.4	6,447 △ 4.1	4,406	△ 2.9	4,138	△ 6.1	3,751	△ 9.4	3,239	△ 13.6	△ 30.776	△ 47.075							
旧里美村	6,120	5,507 △ 10.0	5,097 △ 7.4	4,868 △ 4.5	4,679 △ 3.9	4,753 △ 4.3	4,428	△ 6.8	4,032	△ 6.7	3,635	△ 9.8	3,635	△ 9.8	△ 26.788	△ 36.794								
旧御前山村	5,751	5,356 △ 6.9	5,205 △ 2.8	5,137 △ 1.3	4,965 △ 3.3	4,753 △ 4.3	4,428	△ 6.8	4,032	△ 6.7	3,635	△ 9.8	3,635	△ 9.8	△ 26.788	△ 36.794								
旧山方町	10,559	9,864 △ 6.6	9,407 △ 4.6	9,116 △ 3.1	8,780 △ 3.7	8,536 △ 2.8	8,048	△ 5.7	7,545	△ 6.2	7,024	△ 6.9	6,374	△ 9.3	△ 27.403	△ 39.634								
旧美和村	6,589	6,151 △ 6.6	5,796 △ 5.8	5,567 △ 4.0	5,283 △ 5.1	4,962 △ 6.1	4,612	△ 7.1	4,336	△ 6.0	3,936	△ 9.2	3,434	△ 12.8	△ 34.999	△ 47.883								
旧緒川村	6,295	5,775 △ 8.3	5,401 △ 6.5	5,213 △ 3.5	5,105 △ 2.1	4,867 △ 4.7	4,750	△ 2.4	4,396	△ 7.5	4,040	△ 8.1	3,528	△ 12.7	△ 30.891	△ 43.956								
旧七会村	3,159	3,015 △ 4.6	2,892 △ 4.1	2,795 △ 3.4	2,711 △ 3.0	2,621 △ 3.3	2,498	△ 4.7	2,351	△ 5.9	2,130	△ 9.4	1,867	△ 12.3	△ 31.132	△ 40.899								
大子町	32,953	30,866 △ 6.3	29,524 △ 4.3	28,230 △ 4.4	27,067 △ 4.1	25,604 △ 5.4	23,982	△ 6.3	22,103	△ 7.8	20,073	△ 9.2	18,053	△ 10.1	△ 33.303	△ 45.216								
県北山間地域 及び城里町計	92,977	86,128 △ 7.4	81,748 △ 5.1	78,703 △ 3.7	76,045 △ 3.4	73,323 △ 3.6	70,507 △ 3.8	66,246	△ 6.0	61,105	△ 7.8	54,664	△ 10.5	△ 28.116	△ 41.207									
利根町	8,262	9,504	15.0	14,378	51.3	20,202	△ 1.5	19,033	△ 5.8	18,024	△ 5.3	17,473	△ 3.1	16,313	△ 6.6	△ 20.467	97.446							
過疎地域計	181,979	181,760	△ 0.1	177,874	△ 2.1	166,848	△ 3.3	160,047	△ 4.1	150,516	△ 6.0	139,683	△ 7.2	125,641	△ 10.1	△ 27.207	△ 30.959							
茨城県計	2,143,551	2,342,198	9.3	2,558,007	9.2	2,725,005	6.5	2,845,382	4.4	2,955,530	3.9	2,985,676	1.0	2,975,167	△ 0.4	2,916,976	△ 1.8	2,516	36,081					

資料：「国勢調査」



表3: 世帯数の推移

	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		S45～H27
	1世帯当たり 人口	50/45	55/50	60/55	H2/60	H7/H2	12/H7	17/12	22/17	27/22	1世帯当たり 人口										
旧金砂郷町	2,694	2,733	1.4	2,739	0.2	2,758	0.7	2,848	3.3	3,014	5.8	3,369	11.8	3,502	3.9	3,627	3.6	3,533	△ 2.6	2.8	31.1
旧水府村	2,043	1,993	△ 2.4	1,991	△ 0.1	1,966	△ 1.3	1,956	△ 0.5	1,992	1.8	2,039	2.4	2,002	△ 1.8	1,923	△ 3.9	1,809	△ 5.9	2.5	△ 11.5
旧里美村	1,350	1,348	△ 0.1	1,316	△ 2.4	1,311	△ 0.4	1,285	△ 2.0	1,280	△ 0.4	1,332	4.1	1,328	△ 0.3	1,283	△ 3.4	1,195	△ 6.9	2.7	△ 11.5
旧御前山村	1,335	1,333	△ 0.1	1,352	1.4	1,379	2.0	1,366	△ 0.9	1,378	0.9	1,366	△ 0.9	1,393	2.0	1,364	△ 2.1	1,317	△ 3.4	2.8	△ 1.3
旧山方町	2,480	2,499	0.8	2,516	0.7	2,546	1.2	2,544	△ 0.1	2,610	2.6	2,619	0.3	2,605	△ 0.5	2,579	△ 1.0	2,418	△ 6.2	2.6	△ 2.5
旧美和村	1,448	1,431	△ 1.2	1,416	△ 1.0	1,402	△ 1.0	1,391	△ 0.8	1,380	△ 0.8	1,369	△ 0.8	1,355	△ 1.0	1,297	△ 4.3	1,227	△ 5.4	2.8	△ 15.3
旧緒川村	1,460	1,464	0.3	1,420	△ 3.0	1,470	3.5	1,422	△ 3.3	1,414	△ 0.6	1,429	1.1	1,409	△ 1.4	1,361	△ 3.4	1,276	△ 6.2	2.8	△ 12.6
旧七会村	694	673	△ 3.0	670	△ 0.4	667	△ 0.4	650	△ 2.5	641	△ 1.4	635	△ 0.9	660	3.9	641	△ 2.9	612	△ 4.5	3.1	△ 11.8
大子町	7,610	7,621	0.1	7,643	0.3	7,652	0.1	7,589	△ 0.8	7,580	△ 0.1	7,499	△ 1.1	7,356	△ 1.9	7,140	△ 2.9	6,733	△ 5.7	2.7	△ 11.5
県北山間地域 及び城里町計	21,114	21,095	△ 0.1	21,063	△ 0.2	21,151	0.4	21,051	△ 0.5	21,289	1.1	21,657	1.7	21,610	△ 0.2	21,215	△ 1.8	20,120	△ 5.2	2.7	△ 4.7
利根町	-	-	-	-	-	-	-	5,293	-	5,584	5.5	5,758	3.1	5,860	1.8	6,131	4.6	6,138	0.1	2.7	-
過疎地域計	-	-	-	-	-	-	-	26,344	-	26,873	2.0	27,415	2.0	27,470	0.2	27,346	△ 0.5	26,258	△ 4.0	4.8	-
茨城県計	508,537	590,131	16.0	692,855	17.4	758,085	9.4	833,634	10.0	922,745	10.7	985,829	6.8	1,032,476	4.7	1,088,411	5.4	1,124,349	3.3	2.6	121.1

資料:「国勢調査」

